

備前市立日生東小学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は、昨年度(令和5年度)5件であった。
- ・ラインによるトラブルがあった。また、オンラインゲームでつながってみたり、長い時間ゲームや動画などを視聴したりしている児童がいる。きまりを守って安全に使用できるように、ネットリテラシーを児童に指導する。また、家庭への啓発を行いトラブルの未然防止に努める。
- ・休憩時間等の様子から、友だちと対等でない関係ができていたり、一人で過ごしていても周囲の児童が気にも留めなかつたりする様子が窺える。また、友達関係がうまく作れなくて、乱暴な行動に出てしまう児童もいる。その都度指導はしているが、なかなか改善されない。
- ・教育相談週間を年間3回設け、短時間ではあるが、一人一人と懇談するようにしている。それに合わせて、いじめの早期発見、早期対応の体制を整えるため、アンケート調査を3回行って、児童の実態をつかむよう努力している。
- ・いじめの早期発見のためには、児童の小さな変容を察知したり、些細な行動を見逃したりしない教職員の鋭い観察眼が必要となる。その眼を養うための教職員研修の充実が必要である。また、晚会等で気になる児童の共通理解を図るようしている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許さないという共通認識のもと、全教職員で指導に当たる。定期的に情報交換の会を開き、課題を共有すると共に、同じ対応ができるように共通理解を図る。
- ・重要な案件に対しては、いじめ防止対策委員会(校内)に諮り対応を協議する。必要な場合には、校外のメンバーにも参加を要請する。迅速な対応を心がけ、担任や担当に任せることではなく、チームとして対応することを大切にしていく。
- ・定期的にメディアに接する時間調べを行い、メディアに依存しない生活習慣づくりに努める。家族とのふれあいができるような機会を設け、自尊感情が育めるようにする。
- ・職員研修を充実させ、児童一人ひとりが大切にされる学級づくりについて、互いの実践の中から学び合えるようにする。また、構成的エンカウンターやソーシャルスキル教育について研修を深め、各学級で実践できるようにする。
- ・〈重点となる取り組み〉
 - ・家族会議や家族読書を提唱し、家族とのふれあいが深められる機会を定期的に設け、自尊感情を育む機会とする。
 - ・年間3回アンケートを行い、その結果を元に、教育相談を行う。児童の思いを理解したり、悩みを解消したりする機会とする。
 - ・メディアコントロール週間やメディアのスローガンをつくるなどを通して、メディアとの上手な付き合い方を身に付けるようにしていく。
 - ・晩会や職員会議などで、気になる児童を共通理解するようにしていく。全教職員で様子を見ていくようにする。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学校基本方針を学校通信やホームページに掲載したり、学級懇談等で説明したりして、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
 - ・地域学校協働本部事業を活用し、ボランティアの方との懇談の中で児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・「学校便り」や「図書だより」を発行し、家族読書や家族会議の様子や感想を掲載することにより、多くの保護者の協力が得られるようにする。
 - ・学校通信に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
 - ・保護者向けのメディア研修の実施。

学校

いじめ防止対策委員会

- 〈対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核となる。
 - ・保護者や児童の相談窓口となる。
 - ・発生したいじめ事案への対応について協議する。
 - 〈対策委員会の開催時期〉
 - ・年3回開催。(学期ごと、3回目は外部委員も参加)
 - 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員連絡会で伝達。
 - 〈構成メンバー〉
 - ・校外
　PTA会長、民生委員、人権擁護委員
 - ・校内
　校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、人権教育担当

全教職員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・備前市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣
 - ・ネットパトロールによる監視
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭
- 〈連携機関名〉
- ・備前警察署
- 〈連携の内容〉
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

学校が実施する取り組み

① いじめの防止

- 〈職員研修〉
- ・児童一人ひとりが大切にされる学級づくりについて、互いの実践の中から学び合う。
 - ・構成的エンカウンターやソーシャルスキル教育について研修を深め、各学級で実践できるようにする。
- 〈児童活動〉
- ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」に全校集会を実施し、友達とふれあう楽しさを実感したり、一人ひとりを大切にしようという意識を醸成したりする。
- 〈居場所づくり〉
- ・学級の係活動や当番活動を通して、一人ひとりが活躍できる場を設定し、自己有用感や充実感を感じられるようにする。
 - ・分かる授業づくり、間違えてもよい雰囲気づくりに努め、授業の中で一人ひとりが活躍できるようにする。
- 〈情報モラル教育〉
- ・学年の発達段階に応じて、情報モラルに関する授業を全学年で行う。

② 早期発見

- 〈実態把握〉
- ・年間3回アンケートを行い、その結果を元に、年間3回教育相談を行う。
 - ・晩会や職員会議などで、気になる児童を共通理解するようにしていく。
- 〈相談体制の確立〉
- ・年間3回教育相談週間を設け、担任と教育相談をする時間を確保する。担任以外との教育相談もできるようにする。
 - ・体や心の悩みがあつたらいつでも保健室に来てもよいことを伝え、養護教諭が相談窓口となっていることを知らせる。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの適宜相談できる体制を確立している。
- 〈情報共有〉
- ・毎週金曜日の放課後、職員の晩会の中で、児童の情報交換を行う。
 - ・職員会議の中に生徒指導の項目を必ず設け、対応の協議や情報交換を行う。
- 〈家庭への啓発〉
- ・学年通信等で、学校の取組について紹介すると共に、児童の気になる様子について、いつでも相談を受け付けていることを周知する。

③ いじめへの対応

- 〈いじめの有無の確認〉
- ・本校児童がいじめを受けていると通報を受けたり、その可能性が明らかになつたりしたときには、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- 〈いじめへの組織的対応の検討〉
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。
- 〈いじめられた児童への支援〉
- ・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- 〈いじめた児童への指導〉
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響は大きなものであること等に気付かせるなど、毅然とし

応

た態度で適切な指導を行う。
・いじめた児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。